



# 煮干魚類に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 煮干魚類の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年 7月

消費者庁食品表示課

# 1 煮干魚類の個別ルール

未検討の品目

：ルールあり、－：ルールなし

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
<b>煮干魚類</b>				－		－	－	－	
農産物漬物				－	－	－	－	－	
削りぶし				－					
食酢			－		－				
食用植物油				－	－		－	－	
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料				－			－	－	
トマト加工品				－	－				
ウスターソース類				－	－		－	－	
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース				－	－		－	－	
ハム類				－	－		－	－	
ベーコン類				－	－		－	－	
プレスハム				－	－				
混合プレスハム				－	－				
ソーセージ				－	－				
混合ソーセージ				－	－				

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目

：維持、：一部改正、×：廃止、：ルールなし

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
第8回	果実飲料		検討	×					検討
	豆乳類			×	×				×
第9回	乾燥スープ			×	×	×	×		検討
	風味調味料	検討		×			×	×	×
	しょうゆ			×					
第10回	凍り豆腐			×	×	×	×	×	×
	乾めん類			×	×				

# <参考> 令和6年度個別分科会にて一度検討済みの品目の個別ルール

:ルールあり、-:ルールなし、 :検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3 食品の定義	別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール				別表第5 名称規制	別表第19 加工食品の 個別的義務 表示	別表第20 表示の 様式・方法	別表第22 表示禁止 事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
		第1回	調理冷凍食品	-	-				
第2回	チルドハンバーグステーキ	-	-	-	-	-	-	-	
	チルドミートボール	-	-	-	-	-	-	-	
	チルドぎょうざ類	-	-	-	-	-	-	-	
第3回	みそ	-	-	-	-	-	-	-	
	炭酸飲料	-	-	-	-	-	-	-	
第4回	即席めん	-	-	-	-	-	-	-	
	マカロニ類	-	-	-	-	-	-	-	
	ジャム類	-	-	-	-	-	-	-	
第5回	うに加工品	-	-	-	-	-	-	-	
	うにあえもの	-	-	-	-	-	-	-	
	乾燥わかめ	-	-	-	-	-	-	-	
	塩蔵わかめ	-	-	-	-	-	-	-	
第6回	農産物缶詰及び農産物瓶詰	-	-	-	-	-	-	-	
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	-	-	-	-	-	-	-	
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	-	-	-	-	-	-	-	
第7回	レトルトパウチ食品	-	-	-	-	-	-	-	
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	-	-	-	-	-	-	-	
	パン類	-	-	-	-	-	-	-	
	マーガリン類	-	-	-	-	-	-	-	

ここまで令和6年3月28日に基準改正済み

## ○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
煮干魚類	煮干魚類	魚類を煮熟によってたんぱく質を凝固させて乾燥したものをいう。

## ○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
煮干魚類	名称	次に定めるところにより表示する。 一 「煮干魚類」と表示する。ただし、「煮干魚類」の表示の次に括弧を付して魚種名を表示することができる。 二 一の規定にかかわらず、体長（魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。以下煮干魚類の項において同じ。）がおおむね3 cm（いかなごにあっては、おおむね5 cm）以下の煮干魚類を詰めたものにあっては、「しらす干し」、「ちりめん」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一 原料の魚類は、使用した全ての魚種の魚種名を、「まいわし」、「かたくちいわし」、「うるめいわし」、「いかなご」、「あじ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、表示する魚種名が3種類以上となる場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に2種類の魚種名を表示してその他の魚種名は「その他」と表示することができる。 二 原材料に占める重量の割合が80%以上の魚種がある場合は、一の規定にかかわらず、その魚種名のみを表示することができる。 三 体長がおおむね3 cm（いかなごにあっては、おおむね5 cm）以下の魚類にあっては、一の規定にかかわらず、「しらす」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。 四 魚類以外の原材料にあっては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「 g × 袋」等と表示する。

## ○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
煮干魚類	「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

項目	見直し要望	
別表3 定義	現状維持	素干しの魚や芋、大根など魚類を原料としない煮干と区別するため、現状維持を希望。
別表4 個別ルール（名称）	現状維持	一は別表3の定義に合わせて、二は「しらす」の定義が必要なため、現状維持を希望。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	排除しきれない魚種の残存が今後も認められるのであれば、横断ルールでも対応可能であるため廃止。
別表4 個別ルール（内容量）	廃止	横断ルールでも対応可能であるため廃止。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断ルールでも対応可能であるため廃止。